

家族で考えよう！交通安全

道路を安全に歩くには…

★横断歩道の渡り方



横断歩道の前で立ち止まり、信号が青である事を確かめる



左右をよく見て、車や自転車等が来ないか確かめる



まず手をあげる。次に足を一歩踏み出して、渡るという意思表示をする



渡っている最中でも車が来ないか確認しながら渡る

※信号が赤や点滅している時は渡ってはいけません！
※青になった瞬間に飛び出して渡ってはいけません！
自分が信号を守っていても、車や自転車が信号を守ってくれるとは限りません！

★横並びで歩いて道をふさがない

横並びで広がって歩くと周りの迷惑になるだけでなく、車や自転車等にぶつかる危険が高くなるのでやめましょう！



★横断歩道や歩道橋が無い道路の渡り方



左右が良く見えるところで立ち止まり、走ってくる車がある時は通り過ぎるまで待つ



左右をよく見て車や自転車等が来ないか確かめる



横断中も左右をよく見て渡る。止まってくれた車の後ろから来る車やバイク、自転車にも注意する

※「横断禁止」の標識があるところでは、絶対に渡ってはいけません！近くに横断歩道がある場合は、必ず横断歩道を渡りましょう



★飛び出し注意！

交差点や、見通しの悪いＴ字路等では、必ず立ち止まり、左右をよく見て、車や自転車等が来ないことを確認しましょう。



★ふざけながら歩かない

道路に飛び出してしまったり、車や自転車等に気づかなかったりして危険です！



お子さんを自転車に同乗させる時は…

- ★安全性に配慮された自転車に乗せましょう
- ★お子さんを座席に乗せる時は、必ずシートベルトを締めましょう
- ★お子さんを座席に乗せたまま、自転車から離れないようにしましょう
- ★ヘルメットをかぶせましょう
- ※保護者の方は、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶせるよう努めなければなりません〔道路交通法第63条の11〕
- ★スピードは出さず、いつでも確実に止まれる速さでこぎましょう



自転車保険の加入が義務化されています！

自転車に乗って事故を起こした際には、自分がけがをするだけでなく、相手にけがをさせたり、相手の物を壊したりすることがあります。子どもでも、加害者になると、賠償責任に問われることがあります。これらの場合に備え、自転車保険に加入しておきましょう。

申込期限
令和4年
3月31日まで



区民交通
傷害保険

申請すると
図書カードが貰えるよ！



赤色TSマーク▶

